

審査基準

(令和元年度「日本遺産大使」の活動に関する運営事業に関する公募)

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者を満たす者に決定する。

II 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁に設置された「令和元年度「日本遺産大使」の活動に関する運営事業審査委員会」において書類選考を実施する。また、必要に応じて面接選考を実施する。なお、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 審査基準

1. 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業実施に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- (3) 仕様書に記す事業の実施に際して、関係自治体・機関と連絡調整を行い、事業を適切に実施することが可能であること。
- (4) 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有し、十分な業務管理能力を有していること。

2. 事業内容に関する評価

- (1) 提案内容が、本事業の趣旨・目的に沿ったものであり、かつ、実現性・妥当性があること。
- (2) 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- (3) 提案内容に対して、コスト削減への取組が図られ、妥当な経費が示されていること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は、内閣府男女共同参画局長の認定相当確認を有していること

IV 評価方法

1. 上記1. 及び2. について

次の評価基準による5段階評価とし、「令和元年度「日本遺産大使」の活動に関する運営事業企画選定委員会」の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案書の得点とする。

なお、各評価項目において2名以上の委員から「劣っている」もしくは「や

や劣っている」と評価された項目が一つでもある場合は、これを採択しない。

[評価基準]

- ・大変優れている 5点
- ・優れている 4点
- ・普通 3点
- ・やや劣っている 2点
- ・劣っている 1点

2. 上記3. について

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価する。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）・・・0.5点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）・・・1点
- ・認定段階3・・・1.5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））・・・0.2点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（平成29年3月31日までの認定）・・・0.5点
- ・新くるみん認定（平成29年4月1日以降の認定）・・・0.7点
- ・プラチナくるみん認定・・・1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定・・・1点

○上記に該当する認定等を有しない・・・0点